寄 附 申 込 書

	令和	〕 年	月	日
野田村長 小野寺 勝幸 様				
〒 −				
ご住所				
ふりがな				
<u>お名前</u>	=1			
<u>電</u> F <i>A</i>				
<u>1 7</u> E-m	_			
<u>…</u> 私は、岩手県野田村へ寄附を申し込みます。	<u> </u>			
ご寄附いただく金額	<u>円</u>			
《 通信欄 》 ●使途の指定内訳				
事業の種類	指定	2	 全 額	
① 健康で生きがいをもって暮らせる福祉社会に関する事業				円
② 快適な環境と安全で住みよいふるさとづくりに関する事業				円
③ 豊かな心と文化を育む生涯学習に関する事業				円
④ 地域活力を創造する産業の振興に関する事業				円
⑤ その他目的を達成するために村長が必要と認める事業				円
※使途を指定するときは、指定する事業の指定の欄に〇印と金額を記入し	してくだる	ナい。		
使途を指定しないときは⑤の指定があったものとします。				
該当する項目に〇印をご記入ください。				
●氏名の公表等 (野田村では寄付者の氏名及び住所(市区町村名まで)を	公表して	います。)		
【 】希望しない				
●支払い方法				
● 又払い方法 【 】郵便振替 【 】銀行振込 【 】現金書留		その他	()
●ワンストップ特例申請 ※詳細は裏面をご覧ください。				
【 】希望する				
●自由記載欄(メッセージ等がありましたら、ご記入くださ	<u>-</u> [] (

送信先:〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田 20-14 野田村役場 未来づくり推進課電話:0194-78-2963 FAX:0194-78-3995 E-mail:mirai_mi@vill.noda.iwate.jp

ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは?

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、以下の条件を満たせば ふるさと納税の確定申告が不要になる制度です。

制度の活用により、主にサラリーマンなどの給与所得者は、

確定申告を行うことなくふるさと納税を行えるようになりました。

- ☑ ふるさと納税以外の確定申告が不要な給与所得者(会社員など)の方
- ☑ 1年間(1月~12月)でふるさと納税の寄附先が5自治体以内である方

※5自治体までであれば、寄附は何度でも行うことが可能です。

必要書類ってなに?

1. ワンストップ特例申請書

申請を希望された場合、「寄附受領証明書」とともに郵送します。

2. マイナンバーおよび申請者本人を確認できる書類

以下のA、B、Cのいずれかの組み合わせで提出してください。

A パターン

マイナンバーカードのコピー

表面+裏面の2枚

BABS



Bパターン

次のうちいずれか1点

- ・マイナンバー通知カードのコピー
- ・マイナンバーの記載されている 住民票の写し



次のうちいずれか1点

- ・運転免許証のコピー
- ・パスポートのコピー

Cパターン

次のうちいずれか1点

- ・マイナンバー通知カードのコピー
- ・マイナンバーの記載されている住民票の写し



次のうちいずれか 2点

- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー
- ・提出先自治体が認める公的書類のコピー

受付期間はいつまで?

申請書を、寄附の翌年1月10日まで(必着)に提出してください。

- *寄附受領証明書に記載されている受領日(入金日)が、12月31日に間に合わなかった場合、税の控除を受けられるのは翌年分となります。
- *提出が間に合わなかった場合は、確定申告をする必要があります。